



## 遊離ホルムアルデヒド量試験

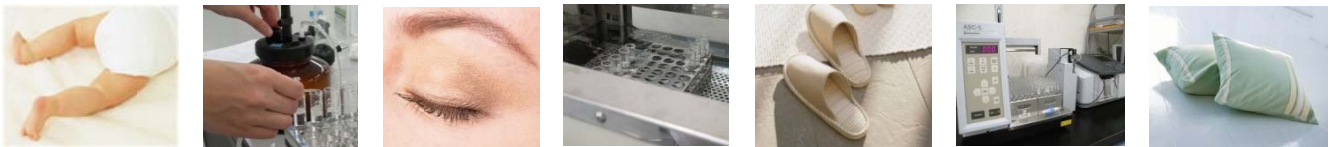
【紙おむつ、おしり拭き、スリッパ、クッション、  
ペット用品等の日用品（生活雑貨）】  
※衣料品を除く

「ベビー服を含む衣料品」に関するホルムアルデヒド量試験につきましては、こちらへお問合せください。  
■（千葉）043-298-2175（大阪）06-6310-8494

ホルムアルデヒドは、「シックハウス症候群」の原因物質のひとつとして有名ですが、厚生省令「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」によって試験方法と基準値が定められており、基準値を超えてしまった家庭用品に対して販売の禁止及び回収命令、罰金等が科せられます。

繊維製品では、主に「樹脂加工剤」として防しわ加工や防縮加工を施す際に使用し、接着剤にも含まれている場合があります。

ホルムアルデヒドは、空気中に揮散しやすく、未使用製品と一緒にしておくとも移染（吸収される）する場合があります。また、水に溶けやすい性質であり、水に溶けた溶液を「ホルマリン」といいます。



### 【基準値】

有害物質	対象品目		規制値
ホルムアルデヒド （樹脂加工）	乳幼児用品（生後 24 ヶ月以内）		検出されないこと （A-A <sub>0</sub> 値が 0.05 以下）
	一般用品 （乳幼児品を除く）	肌着、靴下、寝衣、手袋、足袋 靴下どめ、かつら 付けまつ毛用接着剤	75ppm以下

【ご注意】検査ご依頼時は、ホルムアルデヒドの移染を防ぐため、ビニール袋に個別に入れてお送り下さい。

ご要望に応じた検査メニューのご提案もいたしますのでお気軽にお問合せください！

### ■お問合せ先 株式会社 生活品質科学研究所

中央研究所 : 〒261-0023 千葉県千葉市美浜区中瀬 1-6 Ⅱ・A 体 外幕張 3 階 TEL 043-298-2175 FAX 043-298-2177

関西総合検査センター : 〒564-0053 大阪府吹田市江の木町 25-16 TEL 06-6310-8494 FAX 06-6310-8473

<http://www.riql.jp> : ホームページのお問合せフォームからもご連絡いただけます

